

## 規則

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

### 埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則  
埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。  
第三条を削る。

第四条第四号中「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同条を第三条とし、  
第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二号中「又は複写したものを」「若しくは複写したものに」改め、同条  
を第六条とする。

第八条第二項中「第四条第二号」を「第三条第二号」に、「開示する」を「実施  
する」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「もの（以下）を」「もの（第三項において）」に、「第十一条」を  
「第十条」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第八  
条とする。

第十条中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十  
条とする。

第十二条中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第十  
一条とする。

第十三条第一項第九号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第  
二号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第五号中「第十一条」を  
「第十条」に改め、同項第六号中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、  
同条を第十二条とする。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第12条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県教育委員会

住所又は主たる事務所の所在地  
〒  
氏名又は名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第7条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>開示請求をする公文書の名称又は内容 〔できるだけ具体的に記載してください。〕</p>	
<p>埼玉県情報公開条例第7条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分 〔該当する番号を一つ○で囲み、( )内に所要事項を記載してください。〕</p>	<p>1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 〔事務所等の名称 所在地〕 3 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先の名称 所在地〕 4 県内に所在する学校に在学する者 〔学校の名称 所在地〕 5 1から4までに掲げるもののほか、公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人又は法人その他の団体 〔理由〕</p>

注 次の欄の記載は任意です。

<p>求める開示の実施の方法 〔開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内に△印を付してください。〕</p>	<p>1 文書又は図画の場合 □閲覧 □写しの交付 (□送付を希望) 2 電磁的記録の場合 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付 (□送付を希望) □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 □電磁的記録媒体に複製したものの交付 (□送付を希望)</p>
<p>開示の実施の希望日</p>	<p>年 月 日</p>

注 以下の欄には、記入しないでください。

<p>担当課所</p>	<p>電話番号</p>
<p>備考</p>	

様式第2号（第12条関係）

公文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する 公文書の名称	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法等	
担当課所	電話番号
備考	

- 注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。  
2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当課所まで連絡してください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

## 2 取消訴訟について

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第三号及び様式第四号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「異議申立て」や「審査請求」及び「60日」や「3か月」及び「決定があった」や「裁決があった」及び「決定の日」や「裁決の日」とある。

様式第五号の様式第七号及びの限り中「第13条関係」や「第12条関係」とある。

様式第八号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「開示決定等に係る意見書」や「公文書開示決定等に係る意見書」とある。同様子の限り中「あて先」や「宛先」とある。

様式第九号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「第24条」や「第25条」とある。

様式第十号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「あて先」や「宛先」とある。

様式第十一号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「第9条第1項」や「第8条第1項」とある。

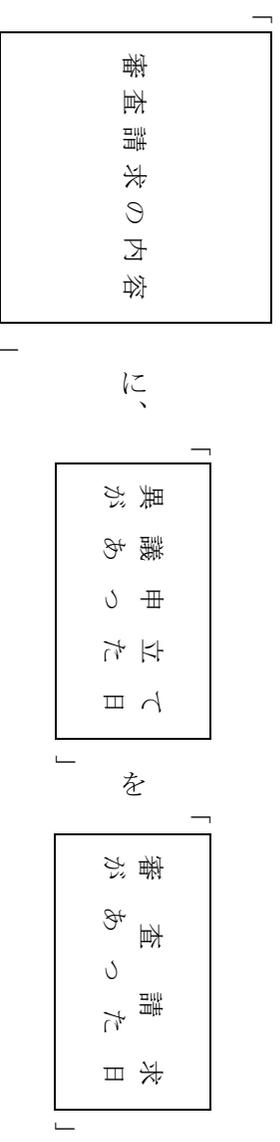
様式第十二号及び様式第十三号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「あて先」や「宛先」とある。

様式第十四号中「第13条関係」や「第12条関係」とある。

様式第十五号中「第13条関係」や「第12条関係」及び「開示決定等に対する異議申立て」や「第22条」や「第24条第

1項」及び「同条例第23条」や「同条第3項」及び

「異議申立ての内容」や



に定める。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。